

医療等分野の個別法の検討の進め方について（案）

1 趣旨

- 現在、政府で検討している社会保障・税番号制度は、行政機関等の法定手続を対象としており、医療機関等の間の情報連携は対象としていない。
- 他方で、医療等のサービスの充実や質の向上は国民生活の充実に直結するものであり、医療機関等の関係機関間での地域連携や、公衆衛生・医療水準の向上に資する医学研究等が推進されるような情報連携のためには、相当の長期にわたり個人を識別できる基盤が望まれる。
- 医療等分野については、一般的に機微性の高いといわれる情報を扱うことになるため、極度に個人の識別性が向上した状況下では、現行の個人情報保護法で十分な措置といえるか疑義が生じるところである。
- このため医療等分野について、厳格な情報保護措置を図るために医療等分野に閉じつつも、必要な利活用が適切に行えるようにするため、個人情報保護法第6条の委任により医療等分野における特段の措置について検討を行い、情報の利活用と保護に関する法制の整備を目指すこととされている。

【個別法の検討事項と考えられるものの例】

- 1) 患者等の権利と医療等のサービス提供側が負うべき義務
 - ・ まず、患者等が医療情報等に関して有する権利を考える
 - ・ その権利確保のために医療等サービスの提供者が果たすべき義務を考える
 - ・ 患者等が権利を主張する上で負うべき責務についても考える
- 2) 患者等の自己情報コントロール権の確保
 - ・ IT化、ネットワーク化に特有のプライバシー上の問題について考える
 - ・ 番号制度の導入により個人の識別性が極度に高まった状況について考える
 - ・ 行政等が個人の情報を一元的に管理出来得るという不信感について考える

※ ここでは一旦、自己情報コントロール権を、秘匿される権利に加えて、開示・訂正・削除等を要求できる権利としておく
- 3) 医療等のサービス提供側の免責
 - ・ もともと「医療」という行為に結果責任が問い合わせにくい状況について考える
 - ・ 情報取扱について規制が厳格化する上で、情報連携に委縮することがないよう考える
 - ・ 「善きサマリア人の法」のような考え方についてどのように考えるか
- 4) 情報の取得と利活用
 - ・ 公益利用の確保のため、どのような用途を公益と位置付けるか考える
 - ・ 利用目的と取得、活用について監査・検証する方策を考える
- 5) 法の位置づけ、適用範囲と履行の確保
 - ・ 資格法等に基づく適用でなく情報取扱者すべてを対象とする方策を考える
 - ・ 罰則の在り方について考える
 - ・ 個人識別性の高さのみならず情報の機微性を評価する手法について考える
 - ・ 個人情報保護法、番号法案との関係をどのように整理するか考える

2 スケジュール

- 番号制度については、24年通常国会に法案が提出されている。医療等分野の個別法については、24年4月から検討を開始し、25年通常国会への提出を目指すこととされている。

3 検討体制

- 個人情報保護法成立後、衆参両院における付帯決議を踏まえ、厚生労働省に設置された「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」において、医療等分野における個別法の必要性及びその他の措置のあり方が検討され、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」が策定されている。
※ 平成16年当時においては、個人情報保護法の全面施行に際し、ガイドラインにおける措置に加えて個別法がなければ十分な保護を図ることができないという状況には必ずしもないとされた。
- また、「社会保障・税番号大綱」においては、医療等分野の個別法の検討は、「社会保障分野サブワーキンググループ」での議論を踏まえ、内閣官房と連携しつつ、厚生労働省において行うこととされている。
- 医療等分野の個別法については、番号制度を踏まえた医療機関等の関係機関間での情報連携のあり方とともに、現行のガイドラインも踏まえた個人情報保護のあり方の検討も必要であることから、「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」と「社会保障サブワーキンググループ」との合同開催により、検討を行う。
- 法の実施に際しては、医療等現場に即した執行指針が必要となるため、「医療情報ネットワーク基盤検討会」において、ガイドラインを策定する。

※ 検討体制イメージ

